

## 2 地震発生時対応マニュアル

### 1. 想定地震について

東京都が作成した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成24年4月）」によれば、瑞穂町に一番被害を及ぼすのは、立川断層帯地震である。  
立川断層帯が活動した場合、予想される地震の規模はマグニチュード7.4程度であり、瑞穂町のほぼ全域で、震度6強の揺れが生じ、震度7の揺れが生じる場所も見られると予測される。  
想定された被害量として、830棟の建物が全壊し出火・延焼もあることが予測されている

### 2. 瑞穂町地域防災計画における第四小学校の位置づけ

#### 【広域避難場所として】

西三丁目、松原町（避難対象地区人口 3,800 人）のうち 10,190 人の収容を想定

#### 【避難所として】

箱根ヶ崎、武蔵野地区の住民を避難対象として 1,330 人の収容を想定

※瑞穂町地域防災計画（平成 26 年 3 月修正）より抜粋

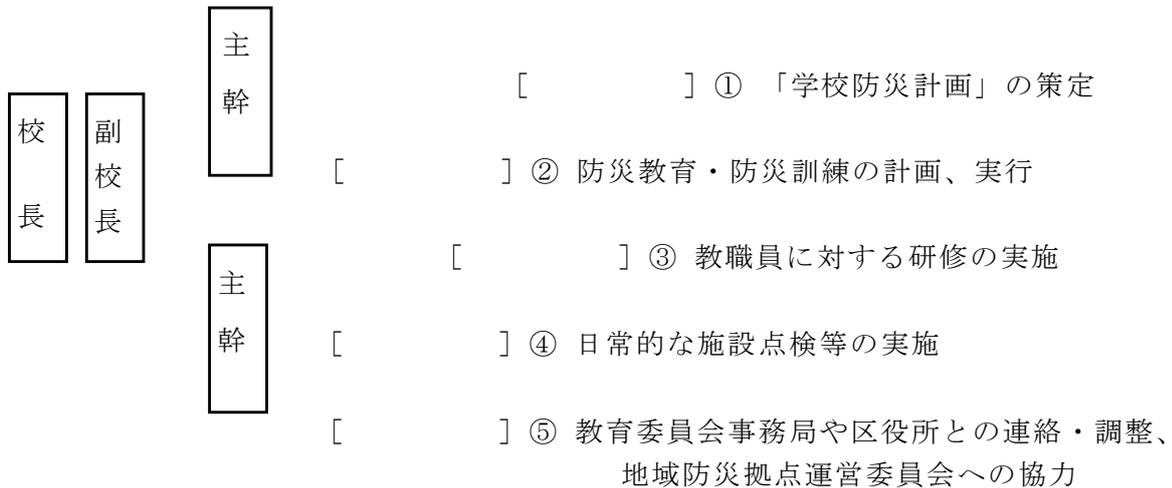
### 3. 日常における学校防災対策

#### (1) 学校における防災体制

##### ① 学校防災委員会の設置

- ・学校長は、各学校の実状に応じて、副校長、主幹教諭等を構成メンバーとする「学校防災委員会」を設置する。

#### 〈学校防災委員会の主な役割〉



#### (2) 地震が発生した際、もしくは東海地震の情報が発表された場合の基本的な対応についての周知徹底。

- ① 学校の対応（休校措置、登下校時の対応、児童生徒の引渡し、連絡方法等）について、教職員間で共通認識するだけでなく、保護者に対して、機会あるごとに周知し、徹底を図ること。また、必要な事項については、児童生徒に対して防災教育の一環として教えること（例えば、登校時に地震にあった場合どう行動するか等）。

- ・保護者に対しては、学校教育説明会や懇談会等において説明、徹底する。
- ・学校のホームページにも同様の内容を掲載する。

- ② 教職員の配備、動員体制について、教職員が認識していること。
- ③ 地震発生時における教職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておくこと。

### (3) 校内の避難経路、児童生徒の避難集合場所を明確化

- ① 校内の各所からの避難経路、避難場所を決めておくこと。

その際、避難経路は、あらかじめ複数考えておく（廊下、階段等が使用不能の場合の避難方法も考慮しておく。）

- ② 特に、障害のある児童生徒への対応を具体的に決めておくこと。
- ③ 避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日ごろからの管理に配慮する。（避難訓練の際に、気づいた点をチェックする。）

### (4) 放課後の学童クラブや、コミュニティセンター等との連携

災害（発生時間や災害の規模など）を想定して対応策を予め協議しておく。

### (5) 学校の非常持出用重要書類の把握

非常時に持ち出すべき書類は何かをあらかじめ確認し、震災時には、誰が、どのように持ち出すかを決めておく。

（児童生徒名簿や児童生徒調査票等「非常持出一覧表」を作成しておく。）

## 4. 学校施設の安全管理等

### (1) 学校の安全点検

- ① 定期的な校舎の安全点検の実施
- ② 転倒物、重量物等の転倒防止対策

### (2) 学校施設設備の状況の整理

- ① 校地・校舎の平面図の準備。
- ② 校舎の電気配線図の準備。
- ③ 水道配管図の準備。
- ④ 電話配線図の準備

- (3) プールの水を貯めた状態にしておく

## 5. 地震発生時の対応

### (1) 地震発生と非常放送 管理職又は職員室付近にいる教職員

- 教室や教室の近くにいる児童は机の下に潜る。

- 廊下、階段、体育館等にいる児童は、窓ガラスや倒れそうな物から離れてしゃがむ。

- 校庭にいる児童は、校舎等の建物から離れてしゃがむ。

- ※ 状況に応じて必要があれば、第2次避難所（町営第2グラウンド）への避難を行う。

地震です。地震です。

- ① 教室にいる児童は、机の下に潜り、机の脚をつかみなさい。
- ② 体育館や校庭にいる児童は、中央に集まり、しゃがんで頭を守りなさい。

（揺れが治まるまで繰り返す）

- ③ 地震がおさまりました。指示を聞きなさい。
- ④ 教室にいる児童は防災頭巾をかぶって校庭に避難しなさい。⑤ 体育館や校庭にいる児童は先生の指示に従って避難しなさい。
- ⑥ 教員は、窓を閉め、カーテンを開けた後、ヘルメット着用、出席簿持参で避難します。
- ⑦ 「おさない、かけない、しゃべらない、もどらない」の約束を守って避難します。
- ⑧ それでは、避難開始

## (2) 避難誘導 (管理職等が避難場所の設定, 本部設置)

### ① 授業中の場合

ア 学級担任又は専科・通級担任が児童を指導して、避難場所まで誘導。

イ けが人を発見した場合は大きな声で助けを呼ぶか笛で合図。

### ② 授業以外の場合

ア 2・3組担任は学年教室のあるフロアーに行き、児童を指導し、避難場所まで誘導。

イ 1組担任は校庭に行き、集合してきた児童を整列指導。

ウ 専科・通級担任は専科・通級教室のあるフロアーを見回り、残留児童の確認。

エ けが人を発見した場合は大きな声で助けを呼ぶか笛で合図。

### ③ 校外活動の場合

ア 引率者は児童を所定の避難場所等安全な場所へ誘導

イ 引率責任者は、学校へ連絡し指示を仰ぐ。

ウ 学校にいる管理職は、引率責任者から状況を聞き、教育委員会に報告、協力依頼

## (3) 避難人数・けが人の確認・本部への報告

## (4) 不明児童の搜索・けが人への処置

## (5) 情報収集(本部へ報告)・教育委員会との連絡

## (6) 集団下校・引き渡ししかの判断

- ① メディアによる震度の発表
- ② 都心を含めた被害状況

## (7) 保護者への連絡 (①メール配信, ②伝言ダイヤル171, ③HP)



## 震度 5 弱以下の場合

※ 周囲の状況や今後の可能性等をもとに検討する。

### 通常下校

### 一斉下校

- ・全校を同じ時刻に下校させる。
- ・教職員は担当コースを見回る。

### 集団下校

- ・集団下校班を編制し、地区ごとに下校する。
- ・教職員は、担当班を引率する。

### ※ 学校待機が必要な児童の把握

(自宅に入れない児童)

- ・保護者等の帰宅が遅い。
- ・自宅の鍵をもっていない。

### ※ 学校待機児童の保護者への連絡

- ・引き渡し方法や予定時刻の確認

## 震度 5 強以上の場合又は必要な場合

※ 情報伝達の状況、交通網の状況、建物被害の状況、大きな余震の可能性等をもとに必要なの有無を検討する。

### 全児童引き渡し

・教員は原則、児童の完全確保のために活動する。

### ① 管理職は教育委員会等関係機関との連携

- ・児童の状況について
- ・引き渡し実施について
- ・残留児童への対応協力要請について
- ・避難住民の受け入れ協力要請について
- ・校舎等施設の被害について

### ② 管理職はメール配信等保護者への連絡を繰り返す

### ③ 引き渡しの実施

- ・学級担任は引き渡し名簿と対面による確認の上引き渡しをおこなう。
- ・専科担任等は、学級担任の補助や施設点検を行う。

### ④ 引き渡し実施体制等の検討

- ・残留児童の状況確認
- ・保護者への引き渡し予定の確認の連絡

## 非常持ち出し袋について

- 各教室に危機管理マニュアル、教師用ヘルメット、軍手、ホイッスルを入れた非常持ち出し袋を整備する。
- 管理職、事務の非常持ち出し袋には、携帯ラジオ、懐中電灯を入れる。

## 災害時優先電話について

校長室の電話機（557-4144）は災害時でも規制されず優先的に利用できる。



① 帰宅児童の把握  
② 帰宅困難児童の把握  
③ 保護者との連絡



帰宅困難児童・一般の方の宿泊場所の手配



校内・地域被災状況把握  
医療・交通機関状況把握  
対応

## 町との連携・帰宅困難者への対応

※町災害対策担当課との連携、食料受領待機、医療機関との連携・搬送

## 6. 災害発生後の対応

### (1) 児童への対応

#### ① 安否の確認

防災組織及び確認方法に従って児童一人一人の安否を確認する。

##### ア 安否確認の方法

電話、携帯電話、電子メール、家庭訪問、避難者名簿、災害用伝言ダイヤル等、その時点で使用可能な方法を活用する。

また、他の児童からの情報を得て、教職員がその情報の確認を行う方法もある。

##### イ 安否確認の内容

児童及び家族の安否、児童及び家族の所在・避難先を確認する。

### (2) 施設設備の管理・点検

#### ① 危険物・化学薬品等

ア ガスや石油等は元栓を閉め、臭いや染みがないかを確認する。また、火災の危険があるので電気の回路も遮断する。石油備蓄庫等に被害がなければ施錠し立入禁止とする。被害がある場合はその場で修復できれば修復を行い、不可能な場合は一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。

イ 有毒ガスの発生やガラスの飛散等が考えられるので、入室は原則管理担当者（防火管理者等）が行い、補助として複数名で入室する。不在の場合は入室を控えて、立入禁止とする。入室に関しては、点検カード（安全点検表等）を用意してヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等を装着して入室する。有毒ガスの発生がある場合には直ちに退室して立入禁止とし消防署等に連絡する。保管室や保管庫等に被害がなければ施錠し立入禁止とする。被害がある場合はその場で修復できれば修復を行い、不可能な場合は一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。

#### ② 施設利用区分の管理・点検

ア 外観の点検は全ての建物について、職員が手分けをしてヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等を装着して行き、大きなひび割れや建物のゆがみ等があれば直ちに立入禁止とする。外壁材が剥離や落下している場合、窓ガラスが破損や落下している場合は、複数名で確認を行い本部長に報告する。

イ 室内や廊下は管理担当者（防火管理者等）が点検カード（安全点検表等）を用意してヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等を装着して複数名で行い、扉や窓がスムーズに開閉できるか、天井や床・壁等にひびやゆがみ等がないか確認するとともに照明器具等も外れやすくなっていないか確認する。

#### ③ 重要書類の管理・点検

ア 教務関係書類は、教務主任等が管理・点検を行い、書庫等に被害がなければ施錠する。被害がある場合は、非常時持出し袋等で一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。校外に関係書類を移動しなければならない場合は、教務主任等が移動リスト等を作成し、移動先で確認を行い施錠し立入禁止とする。

イ 保健関係書類は、保健主任等が管理・点検を行い、書庫等に被害がなければ施錠する。被害がある場合は、非常時持出し袋等で一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。校外に関係書類を移動しなければならない場合は保健主任等が移動リスト等を作成し、移動先で確認を行い施錠し立入禁止とする。

ウ 学事・管理関係書類は、事務長等が管理・点検を行い、書庫等に被害がなければ施錠する。被害がある場合は、非常時持出し袋等で一時的に別の施設に移動し、施錠の上、立入禁止とする。校外に関係書類を移動しなければならない場合は、事務長等が移動リスト等を作成し、移動先で確認を行い施錠し立入禁止とする。

#### ④ 通信回線の確認

電話回線やインターネット回線等の通信回線の確認をする。

#### ⑤ ライフラインの確認

ア 電気は、使用していない場所ではブレーカーからの電気の供給を止めておく。

使用している場所については、電線が切れていないか、漏電しているところがないか確認する。停電した場合は、全てのブレーカーからの電気の供給を止めておき復旧したら、電線が切れていないか、漏電しているところがないか確認してから使用する。また、長時間の停電に備え別系統の電源（発電機等）を用意する。

イ ガスは、災害発生後早い段階で元栓を閉め、プロパンガスのタンクからガス漏れがないか確認する。安全の確認が取れたら元栓から近いところにガスを供給してガス漏れがないか確認し、徐々に範囲を広げてガスを供給する。

ウ 水道は、災害の場合漏水することがあるので、校内全てを確認する。確認できない場合や漏水がある場合、元栓を閉めておく。また、プールのある学校は、プールの水もトイレ等の生活用水として使用できるのでプールの漏水等も確認する。

#### ⑥ 備蓄品の配布と補給

ア 学校独自で用意してある備蓄品は、状況や数量を確認した後、校長等の判断により配布し、都、町等の補給支援を待つ。

イ 町の備蓄倉庫は、町の代表者の判断で配布し補給支援を待つ。

### (3) 避難所の開設支援

#### ① 鍵の管理

ア 立入禁止区域…副校長

イ 児童生徒教育活動利用区域…主幹 教科主任、学年主任等

ウ 避難者利用区域…教職員の対応担当者、避難所指定地域住民代表者

#### ② 利用区域の設定表示と管理

担当は(1)と同様とする。

ア 立入禁止区域…学校管理に必要な区域を設定する。

・一般避難者の立入りを避けるべき部屋(例)

○校長室 ○事務室 ○保健室 ○職員室 ○放送室

○理科室等特別教室 ○物資の保管場所

イ 児童生徒教育活動利用区域

・児童生徒が在校中の場合は、一般避難者とは分ける。

ウ 避難者利用区域…できるだけ多くの人数が収容できる場所

・開放優先順位の決定(例)

体育館 みどり学級多目的ホール 視聴覚室